

## 雇用就農資金等実施要綱

制定 令和7年3月31日付け 6経営第2412号 農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和8年4月7日付け 8経営第9号 農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

基幹的農業従事者の減少等に伴い、農業法人等の雇成型経営の果たす役割が増大する中、産地の農業生産基盤の維持・強化を図るためには、雇用の確保に資する労働環境の整備を行い、必要な人材を安定的に確保できる体制の強化に取り組む必要がある。

このため、雇用就農を促進するための資金の交付や正規雇用に向けたトライアル雇用就農の推進等を支援することにより、農業における人材の確保・定着を図る。

### 第2 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体、補助率は別表のとおりとする。

### 第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

### 第4 事業計画等

#### 1 事業計画の作成

事業実施主体は、別記1又は2に定めるところにより事業計画を作成する。

#### 2 事業の着手

(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）が担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第6の1の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

なお、1の事業計画は、事業実施主体が担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4の1に基づき交付申請を行う時に添付すること。

(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画を、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得た後、当該事情を具体的に明記した雇用就農資金等交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長に提出するものとする。

(3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手することとし、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

#### 3 事業実績の報告

事業実施主体は、それぞれ別記1及び2に定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。

### 第5 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、また、現地への立入調査を行うことができるものとする。また、本事業の実施に関し、事業実施主体に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）、農業協同組合、農業委員会（農業委員会等に関する法律第3条第1項に規定する農業委員会をいう。）、都道府県普及指導センター（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センターをいう。）、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着するまで、丁寧にフォローするものとする。

## 第7 その他

本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

### 附則（令和7年3月31日付け 6経営第2412号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について（令和7年3月31日付け6経営第2447号農林水産事務次官依命通知）による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記3雇用就農資金の規定に基づき実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

### 附則（令和8年4月7日付け 8経営第9号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の雇用就農資金等実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 雇用就農資金（別記1） 雇用就農を促進するため、農業法人等が新規就農者、令和6年能登半島地震により被災した農業者又は令和6年能登半島地震の被災地域において令和6年9月20日から同月23日までの豪雨により被災した農業者（以下「被災農業者」という。）を雇用することに対して資金を交付又は職員等を他の法人に派遣して実施する研修等に必要となる費用の助成を行う事業。</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>定額</p>
<p>2 トライアル雇用就農促進事業（別記2） 就農希望者が農業界にチャレンジしやすくするとともに、農業法人等が正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促すため、正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農を推進する事業。</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>定額</p>

別紙様式

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

○ ○ ○ ○

### 雇用就農資金等交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

#### 記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

(交付決定前に事業を着手する理由)

---

(別記1)

## 雇用就農資金

### 第1 事業の内容

雇用就農者の確保・育成を推進するため、新規就農者を雇用して研修を行う農業法人等に対する資金の交付及び職員等を次世代の経営者として育成するために国内外の先進的な農業法人又は異業種の法人へ派遣して実施する研修への支援を行う。

### 第2 事業の種類

#### 1 雇用就農促進支援

##### (1) 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が新規就農者（以下「法人等雇用就農者」という。）を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合、農業法人等に対して資金を交付する。

##### (2) 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す法人等雇用就農者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付する。

#### 2 次世代経営者育成派遣研修支援（以下「派遣研修支援」という。）

農業法人等がその職員等（以下「派遣研修生」という。）を国内外の先進的な農業法人又は異業種の法人（以下「派遣受入法人」という。）に派遣（海外に派遣する場合は以下「海外派遣研修」という。）して実施する、次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得するための実践的な研修（OJT研修）に対して支援を行う。

#### 3 被災農業者向け雇用就農促進支援（以下「被災農業者支援」という。）

農業法人等が雇用した被災農業者（以下「被災法人等雇用就農者」という。）に対し、当該農業法人等で技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合、農業法人等に対して資金を交付する。

#### 4 推進事業

1から3までに係る推進事務を行う。

### 第3 事業の仕組み

国は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

### 第4 事業対象者の要件等

#### 1 雇用就農促進支援の対象者要件

雇用就農促進支援の対象者は、(1)及び(2)の両方又は(3)の要件を満たす者とする。

(1) 農業法人等の要件

雇用就農促進支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。

イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。以下同じ。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の第2の2の経営開始資金（以下「経営開始資金」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の経営開始支援資金（以下「経営開始支援資金」という。）又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の経営開始型（以下「経営開始型」という。）の交付を現に受けている経営体ではないこと。）。)

ウ 法人等雇用就農者に対して十分な指導を行うことのできる指導者（以下「研修指導者」という。）を確保できること。

エ 法人等雇用就農者との間で正規の従業員（以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、本事業の支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、期間の定めのある雇用契約を締結することができるものとする。

オ 法人等雇用就農者に習得させる技術を明記した研修計画を作成し、その研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載すること。

カ 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りでない。

キ 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数1年ごとに、その日数に1日（3年6か月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

ク 以下の全ての項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定していること。

(ア) 労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

(イ) 毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。

- ケ 以下の項目のいずれか2つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（ウ）については、既に取り組んでいる、又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。
- （ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間を2,445時間以内とすることを規定すること。
- （イ）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定すること。
- （ウ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。
- （エ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。
- （オ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（「プラチナくるみん」、「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けすること。
- （カ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けすること。
- コ 原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあつては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。
- サ 常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあつては、就業規則を定めていること。
- シ 原則として地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含む。））。
- ス 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業（新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について（令和7年3月31日付け6経営第2447号農林水産事務次官依命通知）による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱別記3雇用就農資金に基づき実施した事業を含む。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記2就職水

河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）又は雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）別記4雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

セ 法人等雇用就農者との間で、原則としてエで締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。

ソ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

タ 法人等雇用就農者の雇用を事由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。

チ 本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農緊急支援資金を実施した農業法人等において、当該事業の法人等雇用就農者又は法人等就業研修生（以下「法人等雇用就農者等」という。）として事業実施年度の5か年度前から前年度までに支援対象となった法人等雇用就農者等（以下「過去に受け入れた法人等雇用就農者等」という。）の数が2人以上の場合であって、原則として農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の1/2以上であること。ただし、法人等雇用就農者等が障がい者、生活困窮者及び刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、法人等雇用就農者等の死亡、天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた法人等雇用就農者等から除くことができるものとする。

ツ 農業法人等の代表者等が、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を支援開始後1年以内に修了すること又は雇用就農者の育成強化に資する研修若しくはセミナーを受講すること。

テ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

## (2) 法人等雇用就農者の要件

雇用就農促進支援の対象となる法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 本事業の支援終了後も就農を継続又は研修終了後1年以内に独立（農業法人の設立による独立を含む。）する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。

イ 新たに農業法人等に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採

用された者（ただし、本事業の支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者の場合はこの限りでない。）で、採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。

ウ 主に農畜産物の生産に関する業務に従事すること。

エ 過去の農業就業期間が短い等により本事業で研修を受けることが必要と認められる者であること。

オ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。以下同じ。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ 法人等雇用就農者が外国人の場合には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

ク 過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金、「飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱の制定について」（令和7年3月31日付け6畜産第3533号農林水産事務次官依命通知）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた第2項の規定による廃止前の国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日付け5畜産第2344号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（1）人材確保・育成支援又は飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6畜産第3533号農林水産事務次官依命通知）別表の1の国産飼料増産対策事業のうち（1）飼料生産組織の人材確保・育成等支援のうち①飼料生産組織の採用活動・研修支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

ケ 過去に農業法人等で以下に定める事業で同様の研修を受けていないこと。

（ア）新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第2の1の就農準備資金

（イ）農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第2の1の準備型（平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。）

（ウ）新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経第2478号農林水産事務次官依命通知）別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業

（エ）新規就農者確保加速化対策実施要綱別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業

（オ）新規就農者確保緊急対策実施要綱別記1新規就農促進研修支援事業

（カ）新規就農者確保緊急対策実施要綱別記5就農準備支援事業

(キ) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1の第2の1の就農準備支援資金

コ 当該農業法人等で過去に本事業又は雇用就農緊急支援資金で支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用された新規就農者であること。ただし、離農した法人等雇用就農者の離農理由が、法人等雇用就農者の個人的な事情による離農等、農業法人等の責によらない場合は、この限りでない。

サ 当該法人等雇用就農者を含め、当該農業法人等において同一年度内に新規に対象となる法人等雇用就農者数が、5名以内であること。ただし、新法人設立支援タイプの対象者は除く。

シ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

(3) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者

雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)における事業推進委員会の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない農業法人等及び法人等雇用就農者であること。

2 派遣研修支援の対象者要件

派遣研修支援の対象者は、(1)から(3)までの全て又は(4)の要件を満たす者とする。

(1) 派遣元農業法人等の要件

派遣研修支援の対象となる派遣元農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。

イ 原則として本事業での研修終了後1年以内に、派遣研修生を当該農業法人等の役員又は研修成果を活かした部門責任者等経営の中核を担う役職（以下「役員等」という。）に登用することを確約していること。ただし、農業者の場合にあっては、当該経営を移譲すること又は当該経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること。

ウ 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）。

エ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農緊急支援資金に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

オ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

カ 研修の実施について、本事業と重複する国による助成を受けていないこと。

キ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

(2) 派遣研修生の要件

派遣研修支援の対象となる派遣研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 派遣元農業法人等の役員若しくは正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者であり、原則 55 歳未満の者であること。ただし、当該農業法人等の代表者を除く。

イ 本事業での研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う強い意欲を有していること。

ウ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

エ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

(3) 派遣受入法人の要件

派遣研修支援の対象となる派遣受入法人は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を現に受けている経営体ではないこと。）。

イ 派遣研修生に対して研修指導者を確保できること。

ウ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農緊急支援資金に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

(4) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者

雇用就農緊急支援資金の第6の2の（1）の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人であること。

(5) 派遣研修支援の実施に係る留意事項

ア 派遣研修生は、1派遣元農業法人等につき1人とする（ただし、天災等やむを得ない事情があるときはこの限りでない。）。

イ 派遣研修実施に当たっては、派遣元農業法人等と派遣受入法人等の間において、人材育成を目的とした契約を締結するものとし、契約の内容を記載した書面を2通作成し、派遣元農業法人等と派遣受入法人等の双方において所持すること。

ウ 派遣元農業法人等と派遣受入法人等は、協議の上、原則として、派遣研修生を雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させ、イで締結する契約に明記すること。ただし、海外派遣研修については、原則として、派遣元農業法人等が派遣研修生と雇用関係を継続し、雇用保険に加入させるとと

もに、派遣元農業法人等と派遣受入法人等は、協議の上、派遣研修生を「労働者災害補償保険の特別加入（海外派遣者用）」又は研修先国における労働者災害補償制度等に加入させ、イで締結する契約に明記すること。

### 3 被災農業者支援の対象者要件

被災農業者支援の対象者は、（１）、（２）の両方又は（３）の要件を満たす者とする。

#### （１）農業法人等の要件

被災農業者支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。

イ 農畜産物の生産に従事する者を新たに雇用し、営農再開後の経営発展に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を現に受けている経営体ではないこと）。

ウ 被災法人等雇用就農者に対して研修指導者を確保できること。

エ 被災法人等雇用就農者との間で3か月以上の雇用契約を締結すること。

オ 原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

カ 常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。

キ 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）。

ク 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農緊急支援資金に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

ケ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

コ 被災法人等雇用就農者の雇用を事由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による被災法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。

サ 原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。

シ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること。

ス その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

## (2) 被災法人等雇用就農者の要件

被災農業者支援の対象となる被災法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者（実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）、位置付けられることが見込まれる者若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けている者又はこれらに属する者であること。

イ 研修終了後に営農する意思がある者であること。

ウ 令和6年能登半島地震において被災し、かつ令和6年能登半島地震の発生以降に農業法人等に採用された者又は令和6年能登半島地震の被災地域において令和6年9月20日から同月23日までの豪雨により被災し、かつ当該豪雨による被災以降に農業法人等に採用された者であること。

エ 主に農畜産物の生産に関する業務に従事すること。

オ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力すること。

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ 被災法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

ク その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

## (3) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者

雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない農業法人等及び被災法人等雇用就農者であること。

## 4 支援の内容

助成対象期間及び助成額は次のとおりとする。

なお、第6の12の(1)の承認を受けた者の助成対象期間及び助成額は、いずれも本事業と雇用就農緊急支援資金との合計とする。

### (1) 助成対象期間

ア 雇用就農促進支援

助成対象期間は、3か月以上48か月以内とする。

イ 派遣研修支援

助成対象期間は、3か月以上24か月以内とする。

ウ 被災農業者支援

助成対象期間は、1か月以上24か月以内とする。

### (2) 助成額

ア 雇用就農促進支援

(ア) 雇用就農者育成・独立支援タイプの助成額は、法人等雇用就農者1人当たり、1年につき最大60万円とする。ただし、1農業法人等につき同一年

度内に2名を超えて新規に対象となった法人等雇用就農者については、1年につき最大20万円とする。

(イ) 新法人設立支援タイプについて、24か月目までの助成額は、法人等雇用就農者1人当たり1年につき最大120万円、25か月目以降の助成額は1年につき最大60万円とする。

(ウ) 法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、1年につき15万円を加算する。

(エ) 年度の中で研修を開始又は中止する場合等、助成対象期間が1年に満たない場合にあっては、実際の研修月数に応じて按分した額とする。

#### イ 派遣研修支援

助成額は、以下の(ア)及び(イ)の経費を対象として、派遣研修生1人当たり1か月につき10万円を上限とする。なお、派遣受入法人が派遣研修生の人件費を負担する場合には、当該負担額を代替職員人件費助成額から控除して総助成額を決定する。

##### (ア) 代替職員人件費

派遣元農業法人等が、派遣研修開始1か月前以降に新たに雇用した職員の人件費(ただし一人分に限る。)

ただし、本事業により派遣研修生を派遣し、かつ同時期に本事業による派遣研修生を受け入れる場合は、代替職員人件費への助成は対象外とする。

##### (イ) 派遣研修経費

派遣研修の実施による転居に係る費用、住居費及び通勤に係る交通費等(ただし、住居費については、派遣元法人等の負担が増加する場合に限る。)

#### ウ 被災農業者支援

助成額は、被災法人等雇用就農者1人当たり、1か月につき10万円とする。

## 第5 農業法人等の手続

### 1 農業法人等の事業申請書

#### (1) 雇用就農促進支援

雇用就農促進支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、新法人設立支援タイプによる研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等雇用就農者が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。

##### ア 農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容・経営状況、経営の将来計画、研修指導者の氏名等、過去の研修受入数、従業員数及び就業規則の有無

##### イ 法人等雇用就農者の概要

氏名、生年月日、性別、農業法人等の代表者の親族（3親等以内）に該当することの有無、農業経験の有無、農業就業の動機、将来ビジョン、当該経営体での農業就業体験の実績及び社会保険適用の有無

ウ 研修計画

研修期間、習得を目指す技術及び経営ノウハウ並びに具体的な研修内容

エ 雇用労働条件

法人等雇用就農者との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額

オ 定着状況、法人等雇用就農者の離農分にあたる新規就農者の概要及び「働き方改革実行計画」

過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着状況、過去に本事業で採択された法人等雇用就農者の離農分にあたる新規就農者として当該雇用就農者と同様の条件で雇用した者の概要、農業の「働き方改革」の実施状況及びそれらを踏まえた「働き方改革実行計画」等

カ 労働環境を向上させる事項

休憩、休日、有給休暇、労働時間、人材育成・評価の仕組み及び農業の「働き方改革」に資する施設整備の状況

キ その他必要な事項

当該法人等雇用就農者受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

(2) 派遣研修支援

派遣研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ア 農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容、経営の将来計画、従業員数、本事業による派遣研修生の受入れの有無及び就業規則の有無

イ 派遣研修生の概要

氏名、生年月日、性別及び役職

ウ 派遣受入法人の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容、研修指導者の役職・氏名、研修の受入実績及び就業規則の有無

エ 派遣研修計画

研修期間（海外派遣研修は、日本時間を基準に記載）、研修の目的、具体的な研修内容及び派遣研修生の研修終了後の役員等への登用計画

オ 雇用労働条件

派遣受入法人との人材育成を目的とした契約の締結日（海外派遣研修は、日本時間を基準に記載）、雇用形態、給与形態及び賃金月額

カ その他必要な事項

当該派遣研修生受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修

に関する法律等に違反するトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

### (3) 被災農業者支援

被災農業者支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

#### ア 農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容・経営状況、経営の将来計画、研修指導者の氏名等、過去の研修受入数、従業員数及び就業規則の有無

#### イ 被災法人等雇用就農者の概要

氏名、生年月日、性別、農業法人等の代表者の親族（3親等以内）に該当することの有無、農業経験の有無、農業就業の動機、将来ビジョン、当該経営体での農業就業体験の実績及び社会保険適用の有無

#### ウ 研修計画

研修期間、習得を目指す技術及び経営ノウハウ並びに具体的な研修内容

#### エ 雇用労働条件

被災法人等雇用就農者との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額

#### オ その他必要な事項

過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

## 2 事業申請書の変更

農業法人等は、事業申請書に事業実施主体が定める事項について著しい変更がある場合には、事業申請書を変更し、事業実施主体に提出するものとする。

## 3 研修の進捗状況報告

新法人設立支援タイプによる研修を実施する農業法人等は、支援開始後2年が経過した時点（支援予定期間が2年以内の場合には、支援開始後1年が経過した時点）で、これまでの研修の進捗状況と今後の法人設立のための研修計画を記載した進捗状況報告書を事業実施主体に提出するものとする。

## 4 研修の中断・中止

農業法人等は、支援期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となった場合には、速やかに事業実施主体に報告するものとする。

## 5 助成金の交付申請

農業法人等は、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（兼研修終了報告書）並びに研修記録簿を事業実施主体に提出するものとする。なお、研修記録簿は、月ごとの研修内容、研修生（「法人等雇用就農者」、「派遣研修生」及び「被災法人等雇用就農者」をいう。以下同じ。）の所

感（疑問、課題等）及び研修指導者の所感（研修生の所感に対する研修指導者の対応、指導結果等）を記録したものとする。

## 6 環境負荷低減に向けた取組の実施

農業法人等は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な内容は別紙様式第3号のとおりとする。

## 7 その他

- (1) 農業法人等は、第4の1の(3)、第4の2の(4)又は第4の3の(3)に該当する場合、雇用就農緊急支援資金から本事業に移行し、研修を継続して実施することについて申請する。
- (2) (1)の申請を行い、第6の12の(1)の承認を受けた者については、1から5までの規定にかかわらず、雇用就農緊急支援資金の第5の1から5までの規定に基づいて本事業を実施することとする。

## 第6 推進事業

### 1 就業支援活動等

事業実施主体は、本事業推進のため、以下の活動を行うことができる。

- (1) 農業法人等及び研修生を募集するための広報活動
- (2) 派遣元農業法人等と派遣受入法人の募集、登録及びマッチング

### 2 事業申請書の承認等

#### (1) 事業申請書の承認

事業実施主体は、第5の1により提出された事業申請書の審査・選考を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では事業申請書の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は当該基準に従って事業申請書を審査し、適当な事業申請書を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着状況、経営状況及び障がい者など就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。

#### (2) 研修の進捗状況の審査

事業実施主体は、第5の3により新法人設立支援タイプによる研修を実施する農業法人等から提出された進捗状況報告を受け、2年間の研修の実施状況及び3年目以降の支援の必要性を審査する。審査に当たっては事業推進委員会へ意見を諮るものとし、審査の結果、新法人設立支援タイプによる研修が適切に実施できないと判断された場合は、3年目以降の支援を中止する。

#### (3) 審査結果の通知

事業実施主体は、農業法人等に対して審査結果に係る通知書を交付するもの

とし、その際に事業の実施に係る留意事項を付すものとする。

(4) 事業申請書の変更承認

事業実施主体は、第5の2により提出された事業申請書の変更について、(1)に準じて審査、承認するものとする。

(5) 研修の中断・中止等の取扱い

ア 事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は第5の4により農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。

(ア) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

(イ) 農業法人等又は研修生に研修の継続の意思がないと認められる場合

(ウ) 研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合

(エ) 研修生が提出した書類の内容に虚偽があると認められる場合

(オ) 農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（3親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合

(カ) その他事業実施主体が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

イ 事業実施主体は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、農業法人等に対し研修の中断又は中止を決定した日及び研修を中断又は中止した後の措置について記載した研修中止決定書を通知するなど、所定の手続を行うものとする。

3 研修会等の開催

(1) 事業説明会等の開催

事業実施主体は、法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者に対し、事業説明会の開催や就業及び法人設立に関する情報提供等を行う。

(2) 指導者養成研修の開催

事業実施主体は、法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者に研修を実施する農業法人等の研修指導者等に対し、適切かつ効果的な研修を行う上で必要な知識を習得させるための指導能力及び雇用管理能力の向上に向けた研修を行う。

(3) 派遣研修説明会等の開催

事業実施主体は、派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人に対し、派遣研修に関する効果的な研修手法や留意点等に関する研修説明会を行う。

(4) 事業実施主体は、(1)から(3)までの事業説明会等の実施に当たっては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業経営収入保険、農業共済及びその他の農業関係の保険への積極的な加入を促すなど経営の安定に資する内容を併せて行うものとする。

#### 4 新法人設立支援タイプによる経営継承・法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

事業実施主体は、第三者へ経営継承し、円滑に法人を設立するための研修を実施する地域において、次に掲げる活動を行う。

##### (1) 企画委員会及びコーディネートチーム

企画委員会は、委員を当該地域の農業関連の事情に詳しい J A、都道府県農業会議、普及指導機関、地方自治体等で構成し、現場で経営継承を支援するコーディネートチームを設けるものとする。

##### (2) コーディネートチームの活動内容

ア コーディネートチームは、当該地域の農業関連の事情に詳しい J A、都道府県農業会議、普及指導機関、市町村等で構成する。

イ コーディネートチームは、研修が円滑に行われるよう、移譲希望者と継承希望者の間の調整を行うこととする。

ウ コーディネートチームは地域外の学識経験者等を招へいできることとする。

エ コーディネートチームの活動は、原則として移譲希望者と継承希望者の組合せ決定後から、経営継承に係る合意書の締結又は研修の中止までとする。

#### 5 助成金の支払等

##### (1) 助成金の支払

事業実施主体は、6 の研修実施状況の確認並びに第 5 の 5 により提出された助成金交付申請書及び研修記録簿により、要件及び農業法人等が実施する研修の実績を確認した上で、助成金を支払うものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金を概算払いすることができる。

##### (2) 助成金の返還等

ア 事業実施主体は、次の場合には、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。なお、助成金の返還を求める場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条第 1 項の規定に準じ、返還額に加算金を賦課するものとする。

(ア) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

(イ) 研修の効果がほとんど認められない場合

(ウ) 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

(エ) 派遣研修生を研修終了後 1 年以内に役員等へ登用しない場合（天災その他やむを得ない事情により派遣研修生の登用が困難となった場合を除く。）

(オ) 本要綱、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める内規に違反した場合

- (カ) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合
- イ 事業実施主体は、農業法人等の申請により、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の一部又は全部を免除することができる。
- ウ 事業実施主体は、農業法人等から返還された助成金がある場合には、返還された全額を毎年9月末日までに国に返還するものとする。

## 6 研修実施状況の確認等

### (1) 雇用就農促進支援

事業実施主体は、雇用就農促進支援について、支援開始直後から定期的（1年に1回以上）に現地等にて関係書類の確認並びに農業法人等及び法人等雇用就農者に対する聴取により、次に掲げる事項について把握・確認し、必要に応じ農業法人等及び法人等雇用就農者の双方に対して、適切な指導・助言及び両者の調整を行うものとする。また、事業実施主体は、都道府県ごとに相談窓口を設置し、相談内容に応じて専門家を派遣できる体制を整備するものとする。

ア 研修実施状況（現地での研修状況及び研修に関する課題）

イ 雇用実態（雇用契約書、賃金台帳、出勤簿、雇用保険及び労働者災害補償保険の加入を証する書類）

ウ その他必要な事項

### (2) 派遣研修支援

事業実施主体は、派遣研修支援について、研修実施状況の確認、代替職員の雇用実態の確認及び指導を（1）に準じて行うものとする（ただし、海外派遣研修の場合、派遣研修生及び派遣受入法人に対する確認及び指導にあっては、現地確認によらず実施することができるものとする。）。

### (3) 被災農業者支援

事業実施主体は、被災農業者支援について、研修実施状況や営農再開状況の確認及び指導を（1）に準じて行うものとする。

## 7 定着状況等の調査

(1) 事業実施主体は、雇用就農促進支援における法人等雇用就農者の定着、独立の状況及び法人設立の状況を支援開始から5年間、派遣研修支援における派遣研修生の役員等への登用状況を研修終了後2年間並びに被災農業者支援における被災法人等雇用就農者の営農再開状況及び定着状況を支援開始から5年間調査するものとする。

(2) 事業実施主体は、（1）の調査等により定着等の状況に関する優良事例を収集・整理し、農業法人等に提供するとともに、農業法人等が当該事例を参考として研修生の定着等に向けた取組を行うように指導するものとする。

## 8 支援情報の登録

事業実施主体は、事業申請書や助成金交付申請書等の提出があった場合には、雇用就農資金等データベース（以下「データベース」という。）に情報等を登録

する。

## 9 支援情報の共有

- (1) 事業実施主体は、本事業の支援対象者のフォローアップ等のための情報を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。
- (2) (1) を実施するため、事業実施主体はデータベースを作成し、運用する。
- (3) 第4の1の(2)のケに定める事業の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者について、当該事業での研修修了後の就農状況を確認するために6の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。

## 10 支援情報の照会

事業実施主体は、第5の1の(1)で農業法人等から提出のあった事業申請書等に基づき、過去に本事業を活用した法人等雇用就農者等の就農状況について確認を行う場合、必要に応じて以下に定める事業の交付主体等に照会する。

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱別記1 経営発展支援事業及び別記2 就農準備資金・経営開始資金
- (2) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1 就農準備・経営開始支援事業及び別記2 世代交代・初期投資促進事業
- (3) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別記5 就農準備支援事業及び別記6 初期投資促進事業

## 11 個人情報の取扱い

国、都道府県、市町村、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報について、別紙様式第4号により適切に取り扱うものとする。

## 12 その他

- (1) 事業実施主体は、第5の7の(1)の申請があった場合は、予算の範囲内で承認する。
- (2) 事業実施主体は、(1)の承認を受けた者については、第6の2から4まで、6から8まで及び11の規定にかかわらず、雇用就農緊急支援資金の第6の2から4まで、6から8まで及び11の規定に基づき行うこととする。
- (3) 事業実施主体は、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農緊急支援資金を推進するため、第6の2の(4)及び(5)並びに4から9までの推進事業を実施することができる。

## 第7 事業実施計画等

## 1 事業実施に関する内規の作成

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は修正した場合には、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

## 2 事業実施計画等の作成

事業実施主体は、雇用就農資金実施計画書（別紙様式第1号。以下「事業計画書」という。）を交付申請書に添付するものとする。

ただし、交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、本要綱第4の2の（2）及び（3）により行うこと。

補助金の使途は、別表1に定める補助対象経費のとおりとし、その範囲及び算定方法については別表2に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において別表1の区分ⅠからⅡへの流用がある場合には、事業計画書を変更し、変更承認申請時に添付するものとする。

## 3 実績報告等

（1）事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書（別紙様式第1号）を当該事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。

（2）事業実施主体は、支援実施状況、雇用就農促進支援終了後の定着状況、派遣研修支援終了後の役員等への登用状況並びに被災農業者支援終了後の営農再開状況及び定着状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。

（3）事業実施主体は、雇用就農促進支援について、農業法人等及び法人等雇用就農者を対象としたアンケートを実施することとする。

## 第8 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、事業実施主体、都道府県、市町村等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、支援の対象となった法人等雇用就農者が雇用就農者や農業経営者として定着するまで丁寧にフォローするものとする。また、法人等雇用就農者を含む新規就農者の交流会の開催に努めるものとする。

## 第9 その他

1 事業実施主体は、本事業を円滑に実施するため、都道府県段階の担当者を対象とした会議を開催することができるものとする。

2 事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合には、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

(別表 1)

区 分	補助率	補助対象経費
I 雇用就農促進支援、派遣研修支援及び被災農業者支援	定額	第4の4の規定による資金及び対象経費 第4の4の(2)に定めるとおり
II 推進事業	定額	第2の4の規定による推進事務のための経費 賃金、専門員等設置費、技能者給、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、その他

(別表2)

補助対象経費	範囲及び算定方法
賃金	<p>事業を実施するために必要となる、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる、企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に従事した者に対し支払う、実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>

謝金	<p>事業を実施するために必要となる、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等に協力した者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、協力した業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であることを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等で事業に参画する者に対し、謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するために必要となる、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる、原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。</p>
その他	<p>事業を実施するために必要となる、広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費。</p>

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別紙様式第1号)

令和 年度 雇用就農資金実施計画（実績報告）書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名

雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1の第7の2（実績報告書の場合は第7の3）の規定に基づき、下記のとおり雇用就農資金実施計画（実績報告）書を提出する。

記

1 事業実施方針

--

2 事業の実施

(1) 雇用就農促進支援のうち雇用就農者育成・独立支援タイプの実施

農業法人等（予定） 数 うち新規採択 うち継続	事業体 事業体 事業体	法人等雇用就農者（予定）数 うち新規採択 うち継続	人 人 人
(支援の概要)			

(2) 雇用就農促進支援のうち新法人設立支援タイプの実施

農業法人等（予定）数 うち新規採択 うち継続	事業体 事業体 事業体	法人等雇用就農者（予定）数 うち新規採択 うち継続	人 人 人
(支援の概要)			

(3) 次世代経営者育成派遣研修支援の実施

農業法人等（予定）数 うち新規採択 うち継続	事業体 事業体 事業体	派遣研修生（予定）数 うち新規採択 うち継続	人 人 人
(支援の概要)			

(4) 被災農業者支援の実施

農業法人等（予定） 数 うち新規採択 うち継続	事業体 事業体 事業体	被災法人等雇用就農者（予定） 数 うち新規採択 うち継続	人 人 人
(支援の概要)			

3 事業推進委員会の設置

(1) 委員の構成

委員氏名	現 職	備 考

(2) 委員会の開催

開催時期	開催場所	内 容	出席人数	備 考
			人	

4 就業支援活動等 ※開催する場合は記載すること。

(就業支援活動の内容)
-------------

5 研修会等の開催

(1) 事業説明会等の開催

開催地区	開催時期	開催回数	内 容	参加人数
		回		人

(2) 事業説明会等の内容

--

(3) 指導者養成研修の開催

開催地区	開催時期	開催回数	内 容	参加人数
		回		人

(4) 指導者養成研修の内容

--

6 研修実施状況の確認等

(確認等の実施内容)
------------

7 新法人設立支援タイプによる経営継承・法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

(1) コーディネートチームの設置

設置地域	構成機関	コーディネーター数	備考
		人	

(2) コーディネートチーム活動の内容

活動回数	主な活動
回	

8 担当者会議の開催 ※開催する場合は記載すること。

開催場所	開催時期	会議の概要	参加者数
			人

9 収入

(単位：円)

項 目	金 額
1 本年度補助金交付額	
2 その他収入額	
合 計	

10 支出

(単位：円)

区 分	金 額
1 雇用就農促進支援、派遣研修支援及び被災農業者支援	
2 推進事業	
合 計	

(別紙様式第2号)

令和 年度雇用就農資金 定着状況等調査結果報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名

雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)の第7の3の規定に基づき、下記のとおり定着状況等調査結果報告書を提出する。

記

令和 年 月 日現在

I 雇用就農促進支援実施状況

1 応募状況(○年度)

(単位:経営体、人)

	農業法人等数	法人等雇用就農者数	
		男性	女性
応募状況			

2 研修実績(○年度)

(単位:経営体、人)

	農業法人等数	法人等雇用就農者数		支援期間中者数		支援中止者数		支援終了者数		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
研修実績										

3 研修中止の要因(○年度)

【農業法人等側の事情】
【法人等雇用就農者側の事情】
【その他の事情】

4 法人等雇用就農者の就業定着状況(○年度)

(単位:人)

	法人等雇用就農者数(A)									
	当該農業法人等に在籍し、農業を継続(B)		他の法人等にて就農(C)		独立就農等(D)		離農者数(不明を含む。)(E)			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
定着状況										

※当該農業法人等に在籍していても、現在は農業に従事していない場合は、離農者として記載すること。  
 ※独立就農等の欄には、「共同経営者」、「経営継承」、「法人として独立」及び「就学・研修(農業関係)」も含めて記載すること。

5 法人等雇用就農者の就業定着割合(○年度)

(単位:%)

	就業定着割合
(B+C+D) / (A)	

II 次世代経営者育成派遣研修支援実施状況

1 応募状況(○年度)

(単位:経営体、人)

	派遣元農業法人等数	
	(派遣研修生数)	
応募状況		

2 研修実績(○年度)

(単位:経営体、人)

	派遣受入法人数(派遣研修生数)								研修期間中者数		研修中止者数		修了者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
研修実績														

3 研修中止の要因(○年度)

【派遣受入法人側の事情】
【派遣元農業法人等側の事情】
【派遣研修生側の事情】
【その他の事情】

4 派遣研修生の役員等への登用状況(○年度)

(単位:人)

登用状況	登用者数					
	経営者(役員)へ登用			部門責任者等へ登用		
	男性	女性		男性	女性	

III 被災農業者支援実施状況

1 応募状況(○年度)

(単位:経営体、人)

応募状況	農業法人等数	被災法人等雇用就農者数	
		男性	女性

2 研修実績(○年度)

(単位:経営体、人)

研修実績	農業法人等数	被災法人等雇用就農者数											
		支援期間中者数		支援中止者数		支援終了者数		被災法人等雇用就農者数					
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		

3 研修中止の要因(○年度)

【農業法人等側の事情】
【被災法人等雇用就農者側の事情】
【その他の事情】

4 被災法人等雇用就農者の営農再開状況・就業定着状況(○年度)

(単位:人)

定着状況	被災法人等雇用就農者数											
	被災地にて営農再開		当該法人にて就農		被災地以外で独立就農等		他の法人にて就農		離農者数(不明を含む。)			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性

※被災地以外で独立就農等の欄には、「共同経営者」、「経営継承」、「法人として独立」及び「就学・研修(農業関係)」も含めて記載すること。

## 環境負荷低減に向けた取組について

### 第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく、基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

### 第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む農業法人等は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 農業法人等は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第5の1に定める事業申請書に添付すること。
- 3 農業法人等は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

- 4 事業実施主体は、全ての農業法人等から、「みどりチェック」チェックシートを収集し、農業法人等が各取組を実施する旨を農業法人等のリストに記載して、当該リストを経営局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。リストには、農業法人等の名称、住所（都道府県）の情報を含めること。

参考様式①

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
適正な施肥		
<input type="checkbox"/>	④	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
適正な防除・生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減		
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
悪臭及び害虫の発生防止		
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

参考様式②

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名		
組織名		
代表者氏名		↓該当する方に○
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止		
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥		
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除		
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減		
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

(別紙様式第 4 号)

## 雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて

### 第 1 本事業における個人情報

本事業において作成し、データベースに登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

### 第 2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付）。

- 1 事業実施主体、事業実施主体から業務の一部の委託を受けた者、各都道府県、市町村等の関係機関で研修生の情報を共有することにより、研修生が定着又は新たな農業法人を設立するまでの丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 上記の関係機関が研修状況の確認並びに重複及び虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が研修実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 個人情報保護法第 16 条第 8 項に規定する学術研究機関等が、学術研究目的で利用すること。
- 5 1 から 4 までを実施するため、事業実施主体が農業法人等から提出される申請書類等の記載事項を、データベースに登録すること。
- 6 1 から 5 までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

### 第 3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

- 1 雇用就農資金の申請者が事業申請書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 雇用就農資金の申請者が事業申請書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて提出してもらう。
- 3 「個人情報の取扱い（例）」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

(別紙)

## 個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

### 雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、雇用就農資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告、学術研究等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、学術研究機関等（※ その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

### 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

(法人・組織名)  
氏名（代表者名）

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

(法人・組織名)  
氏名（研修生名）

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

(法人・組織名)  
氏名（研修指導者名）